

令和4年度第9回碧南市選挙管理委員会会議録

- 第1 日 時 令和5年3月29日（水）午後4時
第2 場 所 碧南市役所2階 会議室2
第3 出席した委員 栗津委員長、岡本委員、高山委員、杉浦委員
第4 欠席した委員 無し
第5 参会した職員 遠山書記長、中川書記長代理、杉浦書記、河原書記
第6 会議の概要 (午後4時 開会)

1 協議事項

- (1) 碧南市選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程
- (2) 期日前投票所における投票管理者等の選任について
- (3) 期日前投票所における投票立会人の選任について
- (4) 期日前投票事務従事者の委嘱について
- (5) 投票管理者及び同職務代理者の選任について
- (6) 投票立会人の選任について
- (7) 投票事務従事者及び開票事務従事者の委嘱について

2 報告事項

立候補受付事務要領について

3 その他

(午後4時30分 閉会)

上記は、令和4年度第9回碧南市選挙管理委員会の会議録である。

令和5年3月29日

委員長 栗津 康之

委員 岡本 耕也

委員 高山 茂久

委員 杉浦 直美

栗津委員長：ただいまから、令和4年度第9回碧南市選挙管理委員会を開催します。

栗津委員長：それでは、1協議事項の(1)、碧南市選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程について、事務局から説明をお願いします。

書記：〔資料P1、P2について説明〕

栗津委員長：説明が終わりました。この議題について、ご意見、ご質問などはありませんか。

各委員：個人情報の保護に関する法律の一部改正により碧南市の条例が新規制定されたために引用条項を改めるということでしょうか。

書記：その通りです。これまで各自治体や民間の事業者が個人情報の取扱いに関して各々定めておりましたが、これらの法令が改正後の「個人情報保護に関する法律」に一本化されることとなりました。このことにより、各地方自治体は、改正法の規程が直接適用されることとなり、その対応として、碧南市は「個人情報保護条例」を廃止し、改正法の施行に関して必要な事項を定める「碧南市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定いたしました。そのため、「碧南市選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程」につきまして、引用条項を改めるため一部改正を行いました。

栗津委員長：了承しました。この議題については承認します。

栗津委員長：次に、関連がありますので、協議事項の(2)、期日前投票所における投票管理者等の選任についてから、(7)投票事務従事者及び開票事務従事者の委嘱についてまでを一括して事務局からご説明をお願いします。

書記：〔資料P3～P9について説明〕

栗津委員長：説明が終わりました。この議題について、ご意見、ご質問などはありませんか。

各委員：こちらの従事者の方々はどのような方でしょうか？

書記：事務従事者、投票管理者につきましては職員になります。投票立会人につきましては外部の方をお願いしています。当日の投票立会人には主にその投票所の地域の方に依頼をしています。

栗津委員長：了承しました。この議題については承認します。

栗津委員長：それでは、報告事項の(1)、立候補受付事務要領について事務局からご説明
お願いします。

栗津委員長：説明が終わりました。この議題について、ご意見、ご質問などはありません
か。

栗津委員長：特に質問等ないようなので、この議題についての報告は終わります。

栗津委員長：それでは、3その他について、事務局から何か説明事項等がありますか。

書記：特にございません。

栗津委員長：ありがとうございました。皆様から他に何かございますか？他に議題、質問
等無いようなので、これで令和4年度第9回選挙管理委員会を終了します。